

設楽町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、互いを尊重し合い、すべての人がいきいきと暮らせる、安心して安全なまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーにある者の一方又は双方の近親者（三親等内の者）その他町長が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め、家族であることを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの2人又はファミリーシップにある者のうちパートナーの2人が町長に対して、互いがパートナー関係であることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が設楽町内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に設楽町内への転入（新たに設楽町内に住所を定めることをいう。以下同じ）を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがあること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により宣誓を行うものとする。

る。

- (1) 宣誓をしようとする者が、共に町職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、町長に提出することにより宣誓する方法
- (2) 宣誓をしようとする者が、自ら記入した宣誓書をあらかじめ郵送等により町長に提出し、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするのできる方法を用いた町職員との通話により宣誓する方法
- 2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が、心身の故障その他の理由により自ら記入することができない場合は、宣誓書を他の者に代筆させることができる。
- 3 宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 町内に住所を有する者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。
 - (2) 宣誓の日から3か月以内に町内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類。ただし、当該者は、宣誓の日から3か月以内に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を町長に提出するものとする。
 - (3) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合にあつては、次に掲げる書類
ア 戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、前3号の書類で当該事実を確認できる場合は、この限りでない。
イ 宣誓日時点において15歳以上の近親者等にあつては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書（様式第2。以下「同意書」という。）。なお、同意書の記入は、当該近親者等が自らしなければならない。ただし、自ら記入することができない事情があると町長が認めるときは、他の者に代筆させることができる。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 4 前項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、宣誓をしようとする者は、宣誓時に、次の各号に掲げる書類のいずれかを町職員に提示するものとする。
 - (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）
 - (2) 運転免許証
 - (3) 旅券（パスポート）
 - (4) 在留カード
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

5 宣誓書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、宣誓をしようとする者は、第3項第1号又は第2号の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。

(受領証等の交付)

第5条 町長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第4。以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、受領証等に記載された近親者等が受領証等の交付を希望する場合は、当該近親者等にも交付するものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、町長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓者の氏名等を修正する場合及び近親者等の追加又は削除を希望する場合も、同様とする。

2 第4条第3項の規定は、受領証等の再交付の申請をする場合に準用する。この場合において、第4条第3項中「宣誓」とあるのは「再交付申請」と、「宣誓書」を「再交付申請書」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により紛失を理由として再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を町長に返還しなければならない。

4 第1項の規定により紛失以外の理由により再交付を申請する場合にあつては、受領書等を添付するものとする。また、氏名等の変更の場合にあつては当該変更の内容が分かる書類を、近親者等を追加又は削除する場合にあつては、第4条第3項第4号に掲げる書類を添付するものとする。

5 町長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により交付

を受けた受領証等を町長に返還するとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6。以下「返還届」という。）を、町長に提出しなければならない。ただし、第2号の場合にあって、宣誓者の一方が近親者等と引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、この限りでない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他全各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 前項の規定により、届出をしようとする者が、受領証等を紛失した場合にあっては、返還届の提出をもって受領証等を返還したものとみなす。

3 受領証等を返還せずに、前2項の規定による届出をした者が、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を町長に返還しなければならない。

（パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の無効）

第9条 町長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とし、受領証等の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。